

笠松競馬の現状と課題

梅田守彦

1. 地方競馬の沿革^(注1)

1948年7月に現行の競馬法が制定され、・政府、・都道府県、・著しく災害を受けた市で内閣総理大臣が指定するもの(指定市)は競馬を開催することができると定められた。この法律に基づいて、戦前の日本競馬会の資産を継承した国営競馬と、畜産組合連合会等が主催していた(旧)地方競馬を母体とする都道府県・指定市営の地方競馬とが新たに発足した^(注2)。この競馬法を衆議院農林委員会において提案する際に永江一夫農林大臣は、馬事の振興、国家財政への寄与、健全娯楽の提供とならんで、浮動購買力を吸収することでインフレの抑制に貢献するといったこともその提案理由としてあげている。また、政府委員の遠藤三郎農林省畜産局長は、国営競馬と地方競馬の2種類の競馬を認めるのは沿革からみて現状では馬のレベルに差があるためであるが、将来は両者を一本化することが望ましいとしている。

1951年5月には、都道府県・指定市町村以外に、地方競馬場が存在する市町村にも開催権が与えられたが、1962年4月になって、競馬の開催権は原則として都道府県のみに限定されることになった。この法改正は、地方競馬の収益は広く配分されることが望ましいという主旨によるものであった。このため、災害指定市町村ならびに競馬場所在市町村については、自治大臣が農林大臣と協議のうえ時限的に開催を認めるというかたちとなり、これまで開催権を有していた市町村は1965年3月31日までしか競馬を行なうことができないとされた。しかし、東京オリンピック景気後の不況のため地方財政が逼迫したことにより指定期間は3年間延長され、最

終的には災害指定市町村だけが、その競馬開催権を1968年3月31日に返上させられることになった。その際、指定解除に伴なう収入減の影響を緩和するため、1968年度と1969年度に限り地方競馬の収益から一部を開催権を失った市町村の財政に補填することが認められている。またその間1962年には、騎手や競走馬の交流が盛んになるに伴ない免許の統一や審判員の一元化などの必要が生じたのに加え、「地方競馬主催者所在地域と畜産地帯が必ずしも立地を同じくしないという実態を踏まえて、地域畜産の振興への収益の充当を調整することを目的として」^(注3)地方競馬全国協会(NRA)が設立された。

以上のような経緯を経て現在は、都道府県ならびに競馬場所在市町村が地方競馬事業を行なっている。また一方の国営競馬は、1954年9月に政府が全額出資した特殊法人である日本中央競馬会(JRA)に移管される際に、名称も国営競馬から中央競馬に変更されて現在に至っている。

注1 地方競馬ならびに笠松競馬の沿革等については、地方競馬全国協会『地方競馬史』第1巻(1972年)、同第2巻(1974年)、同第3巻(1972年)、日本中央競馬会『日本競馬史』第6巻(1972年)、同第7巻(1975年)、『笠松町史(下)』(1957年)、ふるさと笠松編集委員会『ふるさと笠松』(1983年)、日本中央競馬会編『競馬百科』みんと(1976年)、競馬制度研究会編集『よくわかる競馬のしくみ一改正法施行後の新しい競馬制度一』地球社(1993年)などを参照した。なお、新聞記事については主として日経テレコンで検索した。

注2 1949年6月には、著しく災害を受けた町村も競馬開催指定の対象となった。また、その指定は内閣総理大臣→地方財政委員会(1950.5.~)→自治庁長官(1952.7.~)→自治大臣(1960.6.~)が行なうことになった。

注3 競馬制度研究会編集『よくわかる競馬のしくみ—改正法施行後の新しい競馬制度—』地球社1993年12頁。

2. 笠松競馬の沿革

1927年に地方競馬規則が制定され、馬産県として認定された岐阜県には3か所までの競馬場の設置が認められることとなった。これをうけて、笠松競馬場（1927年に創設された中津競馬場が1934年に笠松に移転）、各務原競馬場（高須競馬を買収し1931年に創設）、養老競馬場（1938年創設）の3か所で競馬が開催されていたが、1939年の軍馬資源保護法により、軍用保護馬鍛錬競走という名称で競馬を開催することのできる競馬場は各県に1か所に限定された。この結果、売上の最も大きかった笠松競馬場だけが引き続き存続することになったが、戦争の激化に伴ない1943年には笠松競馬も中止されてしまった。

敗戦後の混乱が続くなかった、娯楽を求める声の高まりに応えて能力検定競技会という名称で競馬が開催された期間^(注4)や、1946年11月に公布された地方競馬法に基づいて競馬が開催された期間^(注5)のうち、笠松競馬は形式上は一旦中断されることになった。というのは、戦前において競馬を主催していた各種馬事団体は、G H Qによって戦争協力者と判断されたため、笠松競馬の主催者であった岐阜県馬匹組合連合会も1948年7月に解散させられたからである。しかし同

月に公布された競馬法に基づいて岐阜県はただちに地方競馬委員会を設立し、1948年10月には早くも新法のもとでの第1回笠松競馬を開催している。ちなみにこの年度の開催は、県営競馬が4回、戦災という事由で指定を受けた岐阜市・大垣市の主催がそれぞれ2回の合計8回^(注6)であった。その後、いくつかの町村が、戦災の追加認定、大火災、大水害、さらには伊勢湾台風といった事由で指定を受け、岐阜県とこれら災害指定市町村は、共同で競馬を開催していくことになった。またその間の競馬法の改正によって、競馬場所在地である笠松町ならびに岐南町にも開催権が与えられている。

岐阜県は一時笠松競馬から手を引いていたが、被災市町村の競馬開催権が返上させられた1968年に競馬事業を再開し、現在は岐阜県と競馬場所在市町村である笠松町・岐南町とが「岐阜県地方競馬組合」を組織して笠松競馬を主催している。しかし、もとの災害指定市町村（ならびに笠松町・岐南町）は、競馬開催権が失われてからも間接的に笠松競馬と関わっていくこととなった。すなわち、笠松競馬の施設の大部分は、配分金の多くを設備投資に向けてきたこれらの市町村の所有物となっていたため、旧災害指定市町村（ならびに笠松町・岐南町）は施設管理組合である「笠松競馬場管理組合」を設立し、組合の所有する施設を賃貸するかたちで競馬収益の配分を受けることになったからである。

表-1 笠松競馬の沿革（現行競馬法の施行以降）

1948. 7	競馬法が制定される。
1948. 9	岐阜県は戦前の笠松競馬場を継承することを目的として、「岐阜県地方競馬委員会」を設置する。
1948. 10	戦災という事由で指定を受けた岐阜市・大垣市は、競馬の施行を県に委託する ^(注7) 。
1951. 6	競馬場所在市町村にも開催権が認められたことにより、笠松町に開催権が与えられる ^(注8) 。
1955. 2	公営ギャンブル非難が高まり、県議会において県営競馬廃止を決定する。
1955. 4	二市競馬組合（岐阜市・大垣市）と町村競馬組合は、県が所有していた施設を借用して組合直営競馬を実施する。
1965. 4	災害指定市町村の競馬開催権は1968年3月31日までとすることが決定されたことをうけて、「笠松競馬場管理組合」が設立される ^(注9) 。
1968. 4	災害市町村の競馬開催権がなくなったのを機に県は競馬事業を再開し、競馬場所在町の笠松町・岐南町の三者で競馬を開催することとなる。
1970. 4	競馬事務を協同で処理するため、岐阜県・笠松町・岐南町は「岐阜県地方競馬組合」を設立する。

このような経緯を経て現在の笠松競馬は、岐阜県地方競馬組合（競馬主催団体）と笠松競馬場管理組合（施設管理団体）とが協力して競馬を開催するという形になっている。笠松町（ならびに岐南町）は両方の組合に属して笠松競馬の開催に深く関わっている（表一1参照）。

- 注4 能力検定競技会時代の笠松競馬の成功に刺激されて、本巣郡糸貫川原（現在北方町）、山県郡千疋川原（現在関市）、加茂郡稻口川原（現在関市）、吉城郡古川町などといわゆる闇競馬が出現した。
- 注5 1948年3月には新設された北方競馬場で「北方競馬」も開催されたが、1954年に成績不振のため廃止された。
- 注6 地方競馬法以降、現行競馬法においても地方競馬の1回の開催は6日以内と定められている。通常は、1回に上限の6日間の競馬が行なわれている。
- 注7 その後の災害指定町村ならびにその事由は次のとおりである。
 - 1949. 11 鏡島村・合渡村（現在岐阜市）……戦災
 - 和良村……大火災・大水害
 - 1951. 4 蘇原村（現在白川町）……大火災・大水害
 - 1951. 12 穂積町・牛牧村（現在穂積町）……大水害
 - 1959. 11 養老町・南濃町……伊勢湾台風
- 注8 1966年10月には岐南町も競馬場所在地としての認定を受け、開催権が与えられた。
- 注9 「笠松競馬場管理組合」の現在の参加市町村ならびに管理組合配分金の配分比率は次のとおりである。
 - 岐阜市(1.5/16.5)
 - 大垣市(1.5/16.5)
 - 郡上郡和良村(2/16.5)
 - 加茂郡白川町(2/16.5)
 - 羽島郡笠松町(2/16.5)
 - 本巣郡穂積町(4/16.5)
 - 養老郡養老町(1.5/16.5)
 - 海津郡南濃町(1.5/16.5)
 - 羽島郡岐南町(0.5/16.5)

3. 地方競馬全般の近況

バブル経済崩壊後の景気低迷のあおりを受けて、地方競馬は売上の減少に苦しんでいる。トウ

インクル競馬という名称で日本初のナイトー競馬を開催し、地方競馬の中で最も繁栄を誇っていた大井競馬さえ、現状を「市場の情勢は日増しに厳しくなり、前途に明快なしるべもない」^(注10)状態であるととらえ、振興策を模索しているところである。また、1993年度の北海道一般会計最終補正予算案では、赤字に苦しむホッカイドウ競馬に対して376百万円の貸付金が盛り込まれる^(注11)といったように、事態は極めて深刻である。

かつては競馬・競輪・競艇などの公営ギャンブルは不況に強いといわれてきた。しかし、「不景気ならギャンブル」といわれたのは昔の話。今、ギャンブルにつぎ込むのは生活費ではなく、小遣いだから、不景気の影響はもろにでる」^(注12)といった指摘もあるし、大井競馬場でも、「不況にギャンブルは強い、と言われるが、トウインクルレースはレジャーの側面が大きい。逆に景気動向の先行指標とも言えるのではないか」^(注13)との見方をしている。つまり、公営ギャンブルが健全化していく過程において、一部の人の必需材から大衆レジャーへとその性格が変化した結果、景気の影響をもろに受けるような構造に変化してきたことができるようである。そこで、景気に大きく左右されるようになった最近の地方競馬の売り上げ動向について簡潔にみておくことにする。

地方競馬全体の年間総売上は、1980年度の7,937億円をピークに5年連続で低下していき、1985年度には5,776億円にまでなってしまった。1985年4月には全国の地方競馬のなかでトップをきって川崎競馬存廃問題検討委員会が競馬廃止の答申を提出したり（以後3年間で廃止の方法や時期を検討することになったが、この間に事態は好転したので現在も競馬は開催されている）、浦和競馬でも、当面は継続するがその後に総合判断するとの答申が1985年10月に提出されている。また、この低迷期の累積赤字を解消する目途がたたないということで、和歌山県の紀三井寺競馬は1988年3月に競馬開催権を返上し、競馬場は廃止されてしまった。

1986年度になってようやく売上が6年ぶりに前年との比較でプラスとなって以後は着実に復調し、1989年度に8,491億円と過去最高の売上を記録してからは、1990年度は9,493億円、1991年度は9,862億円と急速に売りあげをのばしていった^(注14)。バブル崩壊後の1991年度においても競馬をはじめとする公営ギャンブルの売上が増加したことに関し、「『ギャンブルは不況に強い』と、よく言われる通りなのか、それとも、やがて景気後退のあおりを食うのか。見方は分かれ」^(注15)ていたようであるが、総売上1兆円の大台を目前にバブル崩壊の影響が直撃し、1992年度は8,882億円（前年比90.1%）、1993年度は8,060億円（同91.0%）の売り上げ実績であった。1994年度も回復の兆しきらめきはみられず、前年比90%程度の売り上げとなる見込みである。

バブル経済の崩壊は地方競馬に極めて深刻な状況をもたらしたが、この不景気のもとにあっても中央競馬は、以前に比べペースは落ちたというものの着実に売り上げを伸ばしている。このように地方競馬と中央競馬との明暗がはっきりと分かれた理由として高倉克己氏は、「中央と地方という二元構造のなか、法律上開催権をもつJRAは、独自に将来を見据えて戦略を練り、現在の隆盛を手にした。しかし、地方の側はというと、各地方競馬を統括する立場にある地方競馬全国協会は、開催権がないことを理由に、少々の広報活動と、免許の交付、馬の登録業務、公正審判等の派遣などを行う監督、調整機関としてしか機能せず、将来の展望を持って各地方の主催者を強力にリードしないままにここまで来てしまった。地方競馬はどうあるべきかという指針や、将来のビジョンもさして示さず、すべてを主催者である一地方自治体に任せっぱなしにしてきた、農水省の競馬行政の策のなさが、『現在の地方競馬の厳しい状況を生み出したと言うことができるのではないだろうか』^(注16)としている。

全国規模で事業を展開している中央競馬会に一地方自治体が対抗していくのは至難の技であろうが、それに加えて主催自治体の側には、地方競馬に対してどのように関わっていけばよい

のかについての明確な指針が存在しないため、積極的な事業展開が行ないづらいという事情がある。これに関して藤原正紀氏は、「中央競馬の場合は、文化としての競馬振興のために競馬を仕事とするという大前提がありますが、地方・公営競馬の場合は、地方行政のその枠の中に置かれています。……競馬というのはあくまで任意の、言ってみればやってもやらなくてもいい事業ですから、法的な後ろ楯をもつ中央とは、地方は根本的な立脚点が違うわけです。……競馬は本来好ましいものではないのではないかという疑問を持つ人がいたり、また競馬事業をほどほどにやるものなのか全力で取り組むものなのかという疑問がある。しかしそれを解決してくれるスタンスが決まらないんです。……経営をほどほどにするということなどは本来できないことなんです」^(注17)と主催者としての立場から、地方競馬の置かれた微妙な状況を説明している。

注10 特別区公営競技振興対策競技会『特別区営競馬の振興策』1993年8月12頁。

注11 北海道新聞1994年3月17日

注12 読売新聞1992年8月3日

注13 朝日新聞1992年10月31日

注14 この好況期には「収益の一部が自治体の予算に入るとあって主催する県や市は笑いがとまらない」（朝日新聞1990年7月10日）といった記事もみられた。

注15 朝日新聞1991年10月30日

注16 高倉克己「それからの中央競馬のスターたち—ホッカイドウ編」『週刊競馬ブック』1995年1月5/7/8号74頁。また、山野浩一氏も、「中央競馬が日本中央競馬会法という法律を背景に主体的な運営が認められているのに対して、地方競馬は基本法としての競馬法とその施行令による背景しか持たず、農水省管轄の地方競馬全国協会と自治省の管轄の地方自治体という競馬そのものの施行を目的としない団体の指導下にあって、主体性の与えられているJRAとの対等な競争ができるないからである」としている（山野浩一「馬券発売権に関する議論を」『週刊競馬ブック』1993年7月17/18号82頁）。

注17 座談会「中央競馬と地方競馬 共存共榮の道」における発言（『優駿』1994年12月号109頁）。

4. 笠松競馬の現状

競馬配分金は笠松町の財政に非常に大きな貢献を果してきた。表一2は岐阜県地方競馬組合が設立され、笠松競馬が現在のような施行形態をとるようになって以降の笠松町の歳入と競馬配分金（競馬配分金とは、地方競馬組合配分金と競馬場管理組合配分金の合計額をいう）を示したものである。1970年代前半の競馬配分金は、アイドル馬の元祖ともいべきハイセイコーの出現による競馬ブームに全国が沸いた1973年度の31.3%（金額ベースでは1974年度の601,515千円）をピークに、笠松町の歳入の4分の1以上をしめるほどであった。

1980年代にはいると、他の地方競馬と同様に笠松競馬も売り上げの低迷期を迎えていたが、円高不況が終わりいわゆるバブル経済期に突入すると、落ち込んでいた売り上げは着実に回復

しつつあった。しかし、やがて不況の影響が直撃し、1992年度、1993年度と2年連続で前年の売り上げを下回る結果となった。1993年度においては、岐阜県地方競馬組合が発足して以来初めての赤字（386,121千円）を計上する深刻な事態を迎えることになった^(注18)。1994年度においてもこの傾向は変わらず、前年以上の大きな赤字が予想されるとのことである。

笠松町の財政に占める競馬配分金の比率は1980年代前半に急減し、1985年度以降は1%にも満たなくなっていた。そしてついに1994年度予算では、競馬収益を全く計上しないで編成された予算案が議会で承認されることとなつた^(注19)。

笠松競馬の売り上げはこの20年間は300億円～400億円の範囲内で変動しているだけで、中央競馬の著しい伸びに比べて売り上げの伸び悩みが目立っている（表一3参照）。もちろん笠松競

表一2 笠松町の歳入額ならびに
笠松町への競馬配分金
(単位千円)

年度	町歳入総額	競馬配分金	競馬配分金比率
1970	1,115,013	300,120	26.9%
1971	1,323,279	306,200	23.1%
1972	1,258,533	318,287	25.3%
1973	1,814,984	568,006	31.3%
1974	2,084,185	601,515	28.9%
1975	2,211,860	568,000	25.7%
1976	2,318,733	395,000	17.0%
1977	2,378,314	295,158	12.4%
1978	3,388,310	310,085	9.2%
1979	3,213,458	310,085	9.6%
1980	3,092,502	364,000	11.8%
1981	3,292,175	333,000	10.1%
1982	3,198,543	167,065	5.2%
1983	3,059,224	52,895	1.7%
1984	3,232,506	72,895	2.3%
1985	3,336,004	29,410	0.9%
1986	3,575,172	19,410	0.5%
1987	3,743,370	13,413	0.4%
1988	4,308,820	23,413	0.5%
1989	4,654,148	23,413	0.5%
1990	5,010,494	33,413	0.7%
1991	6,199,484	46,826	0.8%
1992	5,999,052	23,413	0.4%
1993	6,410,537	0

表一3 笠松競馬と中央競馬の売上の推移
(単位千円)

年度	笠松競馬売上	中央競馬売上
1970	20,693,434	406,988,822
1971	21,047,119	467,884,083
1972	25,423,404	494,601,259
1973	31,822,386	660,542,374
1974	41,405,478	776,460,912
1975	36,124,076	908,364,665
1976	37,855,002	992,722,691
1977	39,854,680	1,099,161,284
1978	39,982,777	1,136,476,064
1979	42,221,862	1,263,830,648
1980	44,457,759	1,360,786,588
1981	39,604,042	1,404,055,597
1982	33,977,142	1,418,436,746
1983	29,690,711	1,440,144,612
1984	28,120,173	1,508,924,979
1985	28,583,766	1,645,859,566
1986	29,436,034	1,801,353,254
1987	29,832,815	1,973,142,190
1988	29,101,187	2,206,748,411
1989	33,064,409	2,554,520,163
1990	37,040,387	3,098,457,260
1991	39,832,044	3,433,803,212
1992	34,674,105	3,613,879,231
1993	30,646,713	3,745,416,527

馬では、これまでさまざまな振興策を打ち出してきた。例えば、無料の「笠松レディース乗馬スクール」の開講、特別観覧席の増設、早朝前売発売の開始、「サマータイム薄暮レース」の試行、などがあげられる。また当面の対応策として、相互場外発売などを中心とする名古屋競馬との交流の強化に努めており、長期的対策として、全面的な施設の改善・競馬場コース内側の公園化などを検討している^(注20)。

売上減少の主な理由として岐阜県地方競馬組合があげるのは、・経済の低迷による入場者および購買単価の減少、・レジャーの多様化、・他種競技の場外発売の拡大と施設の充実強化、などである^(注21)。このうち経済の低迷が最大の原因であるといつてしまえばそれまでであるが、それで済ませてしまうのはいさか安易な見方といえるかもしれない。というのは、「前橋市競輪事務所は、違う要因もあげる。全体的に見て、ギャンブルに費やされる金はあまり減っていない。『県内の公営ギャンブルが軒並み減収なのは、中央競馬やパチンコに人気を奪われているからだ』という。全国的に見ても競輪、地方競馬、オートレースの売り上げは前年度から約六～十三%落ち込んでいるが、中央競馬だけが約三兆七千五百億円と対前年比一〇四・六%の売り上げだ。また『最近はパチンコのギャンブル性が高くなっている、資金をパチンコに取られている。一～三万円持たないとパチンコに行けない』といった指摘もあるように、健全性・スポーツ性を前面に押し出した中央競馬や、ギャンブル性の増加と相まって店舗の改装等に努めているパチンコは、現在の厳しい状況下でもかなり健闘しているからである。なお岐阜県地方競馬組合でも、中央競馬の攻勢とパチンコの影響は特に大きな脅威として受け止めているようであった。

売り上げの減少に苦しんでいるとはいっても、笠松競馬は現在も笠松町に大きな経済的影響を及ぼしている。かつて町財政に大きく貢献してきた競馬配分金は1994年度は期待できないもの

の、調教師・騎手・厩務員などの競馬関係者や、投票窓口係員や清掃係員などのパートタイマーに大きな雇用の場を提供している（表—4 参照）。また1日数千名の観客が場内で飲食のために費やす金額などもかなりのものであろう^(注22)。さらに、笠松競馬場の用地はその大半が借地であるので、地代として総額で年間466百万円ほどが地元に支払われている（1992年度実績）。

表—4 笠松競馬の職員数（1993.8.1現在）

*組合職員数	正規職員 38名	嘱託員 18名
*関係者数	馬主 315名	
	調教師 45名	
	騎手 36名	
	厩務員 251名	
	(在籍馬 855頭)	
*従事員	463名（臨時嘱託およびパートを含む）	

ここで、地方競馬における笠松競馬の位置づけについて若干ふれておきたい。東海地方（名古屋競馬・笠松競馬）は地方競馬のなかではハイレベルであると広く認められており、南関東の4競馬場（大井・船橋・川崎・浦和）と並んでトップクラスにある。笠松競馬の所属馬は他の競馬場との交流レースにおいてかなりの好成績を収めている。笠松競馬にゆかりのある活躍馬としては、ダート王として君臨したフェートノーザン、国民的アイドルとなったオグリキャップ、オグリキャップの妹で1994年度の中央競馬の桜花賞を制したオグリローマン、笠松に在籍しながら中央競馬の強豪馬との対戦で好成績を収めたトミシノポルンガなどが記憶に新しい。そのなかでもオグリキャップは笠松のシンボルとして扱われているが、残念ながらオグリキャップが爆発的人気を獲得したのは笠松競馬に在籍中のことではなく、幅広いファン層を持つ中央競馬に活躍の場を移してからのことである。

笠松競馬の現状と課題（梅田）

注18

笠松競馬の実績（単位百万円）

	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度
競馬事業収入	37,256	40,020	34,826	30,793
諸収入	274	568	406	315
繰越金	912	1,300	994	1,070
歳入合計	38,442	41,888	36,266	32,178
<hr/>				
議会費・総務費	1,713	2,602	963	694
競馬事業費	35,429	38,292	34,193	30,800
歳出合計	37,142	40,894	35,156	31,494
<hr/>				
収支差額	1,300	994	1,070	684

* 競馬事業収入：入場料収入・勝馬投票券発売収入など

* 諸収入：預金利子・基金運用収入など

* 議会費・総務費：一般管理費・財産管理費・岐阜県地方競馬組合配分金など

* 競馬事業費：払戻金・賞金・手当・設備使用料・各種負担金など

主催者の岐阜県・笠松町・岐南町への配分金は総務費に含まれている。その金額は以下のとおり。

	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度	(千円)
岐阜県	78,900	157,800	78,900	0	
笠松町	13,143	26,826	13,413	0	
岐南町	7,627	15,254	7,627	0	

また競馬事業費には、施設借上料という科目で笠松競馬場管理組合に支払われる額が含まれている。競馬場管理組合は、このなかから設備の維持管理費や地代などを支払い、残額が各市町村に配分される。笠松町への配分金は、1990年度……20,000千円、1991年度……20,000千円、1992年度……10,000千円、1993年度……0、であった。笠松町以外の管理組合構成市町村への配分金は次のとおりである。穂積町：笠松町への配分金の倍額、白川町・和良村：笠松町と同額、岐阜市・大垣市・養老町・南濃町：笠松町の4分の3、岐南町：笠松町の4分の1、である。

なお、競馬場管理組合が発足して以来の管理組合構成市町村への配分金総額の最高は、1974年度と1981年度の1,485,000千円である。この両年度には穂積町に360,000千円、笠松町などに180,000千円、岐阜市などに135,000千円が配分されている。

注19 岐阜県もまた地方競馬組合配分金を1994年度予算に計上していない。1973年度、1974年度、1975年度は岐阜県は約2,400百万円の配分金を獲得していたが、岐阜県に入る地方競馬組合収益配分金の額も同様に急減している。1980年度以降の岐阜県への配分金は次のとおり。

1980年度	1,200百万円	1981年度	900百万円	1982年度	395百万円
1983年度	194百万円	1984年度	194百万円	1985年度	55百万円
1986年度	55百万円	1987年度	79百万円	1988年度	79百万円
1989年度	79百万円			(1990年以降は上記のとおり)	

注20 競馬場コース内側の公園化などは懸案の課題であるが、コース内総面積の23.4%が未借地となっており、これらは畠などとして散在しているので、公園化はなかなかうまくいかないようである。

注21 岐阜県地方競馬組合『笠松競馬の現状と課題』1993年

注22 朝日新聞1994年5月15日

注23 笠松競馬は年間21回の開催が認められており、通常は1年間に126日（＝6日×21回）開催される。

5. 中央競馬からの交流策の提示

日本の競馬は、全国規模で開催される中央競馬と、地方自治体が個別に開催する比較的小規模な地方競馬とが微妙な関係で並存している^(注24)。現在のところ地方競馬は、健全なス

ポーツとしてのイメージを高めるPR作戦、・競馬場諸施設の大規模な改装、・在宅で楽しめる電話投票やパソコン通信投票の展開、といった積極的な経営戦略をとっている中央競馬に押されている状況である。

競輪や競艇などの他の公営ギャンブルとは違

表-5 各種公営ギャンブルの一日平均売上高（千円）ならびに前年度比

	1992年度	1993年度
地方競馬	364,307(89.3%)	331,400(91.0%)
中央競馬	12,556,190(103.9%)	12,963,121(103.2%)
競 輪	473,950(96.0%)	440,703(93.0%)
競 艇	490,267(94.1%)	459,747(93.8%)
オ ー ト	443,087(95.6%)	400,534(90.4%)

い、地方競馬は大規模な他の主催者の競馬（つまり中央競馬）が存在することもあってきわめて苦しい立場にある。このことは、各種公営ギャンブルの中で一日当たりの売り上げが最も少ないことや、最近の売り上げの落ち込みの度合が最も高いところに反映されているといえよう（表-5参照）。

地方競馬全国協会が1993年7月に発表した『地方競馬についての緊急提言』では、地方競馬の問題点として次のような点をあげ、「このまま推移するならば赤字が恒常化し、深刻な状態になることが憂慮される」^(注25)としている。

- ・レースの内容、施設等が魅力に欠け、場外発売の拡大等ファン拡大の対策の実効があがっていない。
- ・開催経費の増大により、経営が圧迫されている。
- ・狭い限られた商圈内での運営が行われている。
- ・中央競馬との競合が進展している。
- ・必ずしも競馬運営にふさわしい人的体制となっていない。

競輪や競艇は、全国を統括する組織から選手が派遣されてくる施行形態をとっているので、主催自治体は主として競技施設の管理を行なえばよい。しかし地方競馬の場合には、各主催者が競馬場、厩舎、競走馬、厩務員、調教師、騎手などを擁して開催されるため、相次ぐ施設改善による経費負担の増大とも相まって、固定的経費が非常に大きくならざるをえない。したがって、売り上げの減少が直ちに赤字に結び付く収益構造になっている。それぞれの主催者が競走馬や人員を丸抱えにし、広告活動なども個別に行なっている現在の開催形態を合理化する

ことは大きな課題であろう。

商圈の狭さも大きな問題である。中央競馬の急速な売り上げ増を支えた大きな要因として電話投票などを含む場外発売の積極的な展開があげられるが、地方競馬はこの点で大きく出遅れている。1993年度実績でいえば、中央競馬における競馬場内での売り上げは総売り上げの13.8%を占めるにすぎず、86.2%は電話投票などを含む場外発売に依存している。これに対して地方競馬の競馬場外での売り上げは23.7%にすぎない。そのため各地方競馬は、新たな市場の開拓を目指して盛んに場外馬券発売所の新設を試みているが、地域住民の反対にあってなかなか計画が進まないケースが多いようである^(注26)。

人的体制の不備は、聞き取り調査先で何度も指摘を受けた点である。例えば、「真の発展を期すのなら、現在のような主催者の運営ぶりではおぼつかない。地方競馬の主催者は地方自治体である。中には岩手のように優れた人材をようして発展しているところもあるが、……左遷でもされたような気で、1、2年も辛抱すれば他の職場に移れるとしている地方公務員もいるといった話もきく」^(注27)とか、「大半の公営競馬では運営する職員は自治体から配置転換による異動で、『専門のスタッフに欠け、殿様商売的な性格が強い』という指摘も聞かれる。こうした中で地方競馬が生き残っていくには公営事業といえどもこれからはビジネス感覚を磨き、「企業努力」をしていく必要に迫られそうだ」^(注28)といったことがらが問題点として挙げられている。とはいえさきに示したように、主催自治体が積極的な事業展開が行ないづらい事情があるので、優秀な人材の能力発揮の場が限定されてしまうという事情もある。

日本の全競走馬の約70%が在籍している地方競馬は、競走馬生産者にとっての大きなマーケットである。したがって地方競馬の不振は、生産者に大きな深刻な影響を及ぼしている。さらに、アラブ系馬の競走の廃止^(注29)や外国産馬に対する段階的開放を決定した中央競馬会の政策とも相まって、日本の競走馬生産者、特に中小の生産者は極めて厳しい状況に追い込まれている。アラブ系競走を廃止したいきさつについてはともかく、海外からの強い圧力に押されて外国産馬の開放を推進せざるをえなかった中央競馬会は、競走馬生産者がこれ以上の苦境に陥るのを防ぐためにも、地方競馬の存続にむけて努力することになるのではないかと予想されていた。たとえそれが、積極的に地方競馬そのものを支援するためのものではないにしても、生産者保護のためには地方競馬が存続していくことが必要だからである。また地方競馬は、中央競馬で競走能力を発揮することのできなかつ多くの競走馬の受け皿となっている側面もある。

このような背景のもと、地方競馬の惨状を見かねた中央競馬会は、1993年9月に『地方競馬との交流促進について（案）』を提示した^(注30)。

この提案は次のような内容からなっている。

- ・中央競馬で行なわれるレースの半分近く、および地方競馬のほとんどすべてを占めるダート競走（砂のコースでの競走）を体系化する。交流レースに指定された地方競馬の競走に対しては中央競馬会が賞金を援助する。
- ・中央競馬のG I競走を地方競馬在籍馬に開放する。中央競馬では、一流馬によって争われる、重要性が高く賞金が高額であるレースを重賞競走と称して年間115レース（1995年度予定）行なっている。重賞競走は重要度に応じてG I, G II, G IIIと区分されているが、レース体系の頂点にあり競馬ファンの関心も高いG I競走全16レースを地方競馬にも開放する。
- ・生産振興のため、北海道・岩手・新潟で開催される合計140レースのサラブレッド3

歳競馬を中央競馬への登龍門と位置づける。そのために「JRAはこの140レースの賞金の50%に相当する額を提供する予定で、他のレースも含めると、助成金の総額は10億円近くになる模様」^(注31)である。

現行の競馬法が制定されてからでも50年近くの歴史をもつ地方競馬は、それぞれ独自のレース体系のもとで競馬事業を展開してきた。しかし、交流が中央競馬主体で行なわれ、中央競馬の最高峰であるG I競走を最終目標にして地方競馬のレース体系が組まれるようになれば、また登龍門として位置づけられたレースの優勝馬には優先的に中央競馬に移籍が可能となるといったような提案では、地方競馬の独自性が失われ中央競馬の二軍のような存在になりかねない。そのため今回の提案に対する地方競馬場の反応はさまざまなものである。例えば、中央競馬会の助成策の直接の対象となっている北海道・岩手・新潟^(注32)は基本的に賛成の意を表しているが、地方競馬のリーダー格である大井競馬では独自の路線を打ち出すための努力が続けられているし、事態を静観している競馬場もある。また、アラブ系競走馬だけの園田競馬場などにとっては、この提案ははじめから無関係である。

このような重要な問題を各競馬場ごとの個別的な対応に委ねておくならば、地方競馬と中央競馬の関係はさらに複雑なものとなっていく危険が高いであろう。にもかかわらず、主催者の異なる多くの地方競馬場の利害を調整するのは非常に困難なためか、中央競馬のG I競走の馬券を地方競馬場で発売したときもそうであったように、地方競馬全国協会は各地方競馬場の意見を統一するような動きは示していないようである。

注24 『特別区営競馬の振興策』では、次のように状況説明がなされている。「日本の競馬は、地方競馬と中央競馬の二重構造で運営され、バランスを保ってきた。しかし、中央競馬が『場外ネットワーク』で業績を飛躍的に伸展させたのに対し、地方競馬は各主催者が『個別経営』のため、事業規模や競争力に大きな格差が生じた。このため、二重構造のバランスが崩れ、地方競馬の主催者は窮地に追

い込まれている。」(7頁)

注25 「ハロン」1993年9月号58頁。

注26 もっとも、場外馬券場を新設することが極めて困難であるのは中央競馬の場合も同様である。

注27 大島輝久「統・地方競馬を考える」「週刊競馬ブック」1990年4月21/22日号72頁。

注28 日本経済新聞1993年9月1日

注29 現在、日本の競馬（ばんえい競馬を除く）では、サラブレッド系競走馬とアラブ系競走馬がレースに使用されている。このうち丈夫ではあるが速力がやや劣るアラブ系馬の競走はファンの支持が得られないということで、中央競馬での廃止が決定された。

注30 この提案がなされた背景を、後藤正俊氏は次のように説明している。・地方競馬の場合：「これまで地盤がまだ固まっていない地域の不振が目立っていたのだが、今年は『地方競馬の優等生』と言われてきた地区の不振が目立ってきている。これはもはや末期症状と言える状況だ。」・JRAの場合：「地方競馬の不振は馬の価格の低下を招き、……馬産地の不況は馬のレベルの低下にすぐに結び付いていく。……日本馬のレベルが下がってしまっては、ファンの興味を失わせるだけになってしまいます。JRAとしてもそれはなんとしても避けたいところなのだ。」・生産者の場合：「中央に入きゅうする馬と、地方に入きゅうする馬との価格の間にはっきりとした隔たりがあるためだ。……地方に入きゅうする馬は、この成績不振で賞金がますます安くなっているため、馬の価格も更に下がっている。……地方競馬の不振は中小生産者にとってまさに死活問題になっている。」（後藤正俊「北の国から—馬産地便り」「週刊競馬ブック」1994年9月10/11日号96頁。）

注31 サンケイスポーツ1994年9月20日

注32 これは競走馬生産者対策という名目であるが、生産者と関係が深い地域の地方競馬を支援するというのであれば九州地区の競馬場も対象となつてしかるべきであろう。この提案は必ずしも生産地対策とはいえない部分があるのかもしれない。というのは、日本最大の馬産地である北海道はともかく、中央競馬のGI競走の発売に協力した水沢競馬（岩手県）と三条競馬（新潟県）に対する見返りととらえることもできるからである。

6. 笠松競馬の将来を考えるために

笠松競馬場は笠松駅前の一等地に位置しており、少なからぬ人々にとって競馬場の土地は魅力あるものに映っているようである。そのため、競馬場を移転あるいは廃止して、跡地を住宅地

に転用しようという考えは住民の中に多く見受けられる^(注33)。また、競馬場の存廃とは直接に関わらせないにしても、将来の街づくりの観点から、厩舎移転の問題を真剣に考えられなければならないとの認識も根強いようである。というのは、競馬場そのものは街の環境とうまく調和する可能性があるかもしれないが、厩舎は生活のなかに溶け込んで存在していくという訳にはなかなかいかないからである^(注34)。

かつてのよう町財政に大きく貢献しているのであれば、街のなかの異質な空間であるギャンブル場としてであっても競馬場が存在し続けることは可能であったかもしれない。しかし、笠松町の収入に占める競馬収益の比率が低下し続けている現在、ギャンブルを提供する場としての機能しか果たさないとすれば、多くの町民にとっては町の一等地を占有している無意味な施設としてしか、あるいは単なる迷惑施設としてしか映らなくなることであろう。収益の低迷という事態に直面して、競馬の存在意義が問いかれていているようである。

一般に競馬の存在意義としてあげられるのは、畜産振興への寄与^(注35)、国や地方自治体の財政への寄与^(注36)、健全な娯楽の提供、である。これら3つの目的のうち、従来最も重視されてきたのは財政への寄与という側面であったと思われる。このような認識は現在でも依然として強く、「（北海）道営競馬には、確かに『馬産地振興』の側面はある。それに競馬はいまや、大衆レジャーであり、売り上げ第一主義に陥るべきではないとの議論もある。だが、最大の目的は道財政を潤すことにあるはずだ」^(注37)といった主張もしばしば見受けられる。このような観点にたてば、収益性の低くなった地方競馬は存在意義が乏しくなったとされてしまうのである。

一方、健全レジャーを提供するという側面も重要であろうし、さらにすすんで、競馬を文化としてとらえこれを保護すべきだという見解さえある。例えば、「昔のように地方自治体の有力な資金源としての地方競馬の存在意義はすでになくなっているが、競馬場を持つ都市はそれぞ

れに競馬のおこなわれる街であることを誇りとし、個々の都市の重要な文化として競馬を守ろうとしている（だれもがそうというわけではないが、そのように競馬をとらえている人も少なくない）」^(注38)といった意見はその代表であろう。

地方競馬の存在意義を健全レジャーや文化という側面に見いだすとしても、地方競馬が自治体行政の枠内で運営せざるを得ない以上、現在のようにかなり限られた客層を対象としているのでは、住民の広範な支持は得られないであろう。地方競馬場は、地域住民が家族連れでゆっくりと時間を過ごすことのできる雰囲気を創りあげるのに成功しているのだろうか。

地方競馬には、大きく雰囲気の変わった中央競馬からは失われつつあるギャンブルの原点というべき独特の雰囲気がかなり残されており、それに魅力を感じる競馬ファンも少なくない。しかし、多くの主催者が、これまで地方競馬を単なるギャンブルとして位置づけてきた結果、「心から声援する。熱っぽく応援することは、つまり感情移入なのである。地方競馬のもっとも欠如した部分はこの感情移入という部分である」^(注39)とか、「地方競馬の売り上げは不振を極めているが、これを挽回するにはJリーグのように、地域に密着した人気を得ることがもっとも必要だろう。……『地方競馬にロマンはない、いらない』と言う人もいるが、そう考えて馬券面ばかりで売り込もうとしてきたことが、いまの中央と地方の大きな格差を生んでしまった要因でもあると思う」^(注40)といった批判も加えられている。多くの競馬ファンにとっての関心は主として中央競馬にあり、ともすれば地方競馬はマイナーな競馬として受け取られがちな二重構造のもと、地方競馬の中にスポーツ性やロマン性を盛り込んで運営していくことは困難であろうが、この面からの再検討を試みる必要がありそうである。

特に、笠松競馬についていえば、申し訳程度に設けられた「女性・家族優先席」や「ちびっこ広場」のあまりのお粗末さ、競馬全般に関する広報活動の乏しさなどは、主催者が単なる

ギャンブル場としてしか考えていないことの表れであると受け止められてもしかたがない^(注41)。競馬場収益に大きな期待がかけづらくなつた現状のもとで、地方自治体が主催する競馬場として存続していくためには、家族連れでも楽しむことができるよう設備改善は必要であるし、競馬場コースの内側を公園や野外ホール等にして住民に開放することも考えられよう。また、競馬場コース内の公園化という構想をさらに発展させて、豊かな木曽川の自然を取りいれた総合的な「馬の公園」といったもの一部分として競馬場を位置づけるようなことも考えられよう。

もちろん健全レジャーや文化という側面を強調するとしても、競馬場を存続させていくためには収益性条件は不可欠である。1人当たりの売り上げを大きく伸ばすことが困難である現状では新たな市場の開拓に努めなければならないが、そのための対応策として一般にきわめて有効であると考えられているのがナイター開催と場外馬券場の設置である。

現在の競馬は、主として平日の11時～4時ごろに開催されている。これではある程度客層が限定されてしまい、売上増はあまり期待できないであろう。ナイター競馬を開催すると、レジャー感覚の客層が増加するので一人当たりの平均馬券購入額は減少するが、入場者数の大幅な増加が見込まれるためかなりの売上増が期待できよう^(注42)。現在ナイター競馬を開催しているのは大井競馬、旭川競馬の2か所であり、1995年度から川崎競馬が実施の予定であるが、ただし、これら3競馬場とは違い住宅地の中に存在する笠松競馬では、環境問題を解決してナイター開催にこぎつけることはかなり困難なことかもしれない。

岐阜県地方競馬組合は、恵那峡に場外馬券場を設置する計画を1994年6月に発表したが、・県側の開設構想は住民の意向を無視している、・地域の環境や青少年の育成に悪影響をおよぼす、・恵那峡の観光活性化には役立たない、などの理由で反対運動が高まり難航しているようである。あらためて競馬に対してマイナスイ

メージを抱く人の多いことを認識させられるが、他の地区の住民に場外発売所の設置を認めてもらうためには、何よりもまず競馬場所在地である笠松町民に健全なレジャーとして認知されるよう、競馬場のイメージアップに積極的に取り組んでいく必要がある。

共存共栄を図るということで中央競馬会によって示された提案からは、中央競馬と地方競馬との関係についての基本的構想が明確にはみてこない。二重構造の弊害の抜本的な改善策が示されていないなか、地方競馬がどのような方向を目指すべきかの意思決定は極めて難しいが、地方競馬全国協会が統括機関としての機能を果していない以上、岐阜県は、笠松競馬をどのように位置づけどのように競馬事業をすすめていくのかを明確にしなければならない。もしも岐阜県が大した支援もせず、笠松競馬場の存廃に関する最終判断を地元に委ねているとすれば、笠松町にとってはあまりにも負担が大きすぎる。

岐阜県としては、芸術やスポーツなどとは異なりあくまで収益事業としての位置づけしかできない競馬事業に対しては、積極的な支援策を取ることが困難であるため、現在の不況がとおりすぎるまでじっと耐える考えのように感じられた。しかし、好況が到来するまで強力な対応策を講じずにはおっておくことができるような状況にあるとも思えない。もっとも、中央競馬会からの援助を気長に待ち続けるという手もあることはあるのだろうが。

注33 例えば、1988年7月に開催されたぎふ中部未来博において、笠松町の将来図として競馬場を他用途に転用した模型が商工会を中心に作成され問題となつたことがあった。

注34 従来から東海道本線の新駅を誘致しようとする動きがあり、その候補地として現在の厩舎付近が考えられていた。現在では新駅構想は一頓座しているが、このようなことも競馬場問題に影響を及ぼしていたようである。

注35 賭博行為に対して拒絶反応の強いところでは、軍馬育成・畜産振興という大義名分が必要であった。これが現在も引き継がれているのであるが、現在では、畜産振興は副次的目的として捉えるの

が適切であろう。なお地方競馬全国協会は、各地方競馬場から集められた納付金（1991年度実績では133億円でこれは総売上9,862億円の1.3%を占める）の約80%を、畜産振興のため各種団体に交付している。

注36 国や地方自治体財政には、主催自治体の一般会計への競馬収益の繰入れ、国家的行事への拠出、公営企業金融公庫への納付金制度（1991年度実績で112億円、同1.1%）、などを通して貢献している。国家的行事への拠出例として、特別区競馬組合（大井競馬）は、1961年から1964年にかけて合計7回開催のオリンピック協賛競馬を実施し、合計410,889,940円をオリンピック資金財團に交付したのをはじめとし、国際科学技術博覧会や国際花と緑の博覧会などの協賛競馬の実施、八丈町や三宅村の災害復興のための拠出を行なっている。

注37 北海道新聞1992年5月26日

注38 山野浩一「地方競馬のために何が可能か」『週刊競馬ブック』1993年3月27/28日号78頁。なお笠松町では、「まちづくりビジョン提言町民会議」の活動を支援して住民の意見を町政に反映するべく努力している（1994年5月より）。また、あわせて開催した「意見・提言コンクール」には、一般の部・中学生の部合計して107件の作品がよせられた（1994年6月～8月）。笠松町の中間集計によれば、それらで出された提言は、第1位「木曽川に関するもの＜自然・余暇拠点など＞」100件、第2位「競馬場に関するもの＜廃止・複合化など＞」90件、第3位「道路に関するもの＜拡幅・ネットワークなど＞」71件であった。このうち、競馬場90件の内訳は、・廃止あるいは移転して跡地を有効利用する…47件、・遊園地やテーマパークなどを併設する…26件、・その他…17件であり、その内容をより詳細に検討したところ、競馬を文化としてとらえている人はあまり多くないように思われた。

注39 松本捷平「くどいけど地方競馬の大ファンである」『ハロン』1995年1月号23頁。

注40 後藤正俊「北の国から一馬産地便り」『週刊競馬ブック』1994年2月5/6日号98-99頁。

注41 これまでのような開催体制では地方競馬組合と競馬場管理組合との利害調整がうまくいかず、設備改善の必要性を感じながらも対応が遅れがちだったようである。そのため岐阜県競馬振興協議会は、1993年2月に経営合理化のために両組合を一本化すべきであると答申した。現在は、統合に向けて調整中であるが、これはかつての笠松競馬共催市町村が一致団結をして笠松競馬の振興に協力するというよりも、競馬場管理組合を解散し、旧共催市町村が手を引くという形で収束するという意味合いが強いようである。

注42 以下は、1993年度の大井競馬の昼間開催ならびに

笠松競馬の現状と課題（梅田）

夜間開催における1日当たりの売上高および1日平均来場者数である。開催される季節が異なる（昼間開催……11月～4月、夜間開催……5月～10月）ので単純な比較はできないが、それでもナイター開催が売り上げに大きく貢献していることは明かである。

	1日当たり売上高	1日平均来場者
昼間開催	881,887千円	12,762人
夜間開催	1,572,438千円	34,384人

本稿は笠松町から岐阜経済大学地域経済研究所への委託調査「まちづくりビジョン基礎調査」の一部である。なお、聞き取り調査に応じていただいた笠松町企画課、岐阜県地方競馬組合企画広報課、笠松競馬場管理組合事務局、岐阜県農政部畜産課、特別区競馬組合競馬事務所庶務広報課、日本中央競馬会総合企画室、ならびに貴重な資料をいただいた地方競馬全国協会広報課の皆様に深く感謝いたします。

